

新潟県知事
泉田 裕彦 様

日本共産党新潟県委員会
委員長 樋渡 士自夫

豪雪に対する災害救助法の運用に関する要望書

1月からの豪雪に対し、速やかな災害救助法の発動および除排雪機材（ダンプやバックホウなど）を貸し出しいただき、感謝申し上げます。

私たちは今年2月、災害救助法によって市町村に貸し出された除排雪機材の運用について、豪雪の実態から集落全体への面的な支援となるよう「集落等の判断により効率的で効果的な除排雪資材の活用」を要請いたしました。

日本共産党の井上哲士参議院議員は、2月27日、災害救助法運用について国会質問し、「豪雪それ自体が災害」であることを中川正春防災担当大臣と確認するとともに、災害救助法での支援は「資力の有無にかかわらず、真に救助の必要がある方に対しましては、災害救助法による住宅の除雪を行うことができる」（西藤公司政府参考人）ことを確認いたしました。

5月31日、「平成24年度 災害救助担当者全国会議」が行われ、そこで配布された文書では、「高齢者・障害者などの要援護世帯等に対しては住宅の除雪（雪下ろし等）の実施が可能」、「大雪災害においては、自ら除雪を行う人員の確保が難しい状況であることが想定されるため、資力の有無にかかわらず、同法による住宅の除雪を行うことができる取り扱いとしているので、ご留意願いたい」（12ページ）と、明確に記されています。そして、「改めて管内市町村への周知徹底をお願いします」とあります。

つきまして、次のことを要請いたします。

記

1. 災害救助法が適用になった際の除排雪の支援対象について、市町村の実態調査を行い、その結果を公にしてください。

県内の市町村には、通常の制度として「要援護世帯除雪（費）助成制度」があります。その特徴は、所得制限（非課税や均等割）があること、加えて子どもが同じ自治体内や周辺に在住などの条件がついています。

災害救助法が適用になっても、「資力、労力」の規定から上記の支援対象世帯はほとんど広がりません。例えば、十日町市では、対象の「要援護世帯」は同じ対象であり、自力で除

排雪できるなどで通常の支援対象外になっている世帯を民生委員の判断で加える程度です。重機の貸し出しにあっても、その活用による支援対象は、「要援護世帯」が基本になっています。

2. 2月27日の国会での政府答弁および5月31日の「平成24年度 災害救助担当者全国会議」への報告にもとづいて、「資力の有無にかかわらず、同法による住宅の除雪を行うことができる」ことを市町村に周知徹底をはかっていただきたい。その際、新潟県が市町村に通知してきた、障害物の除去に係る「Q&A」を明確に撤回されたい。
3. 住民から喜ばれている除排雪機材（ダンプやバックホウなど）の貸し出しにあたっては、個々の世帯・家屋への支援でなく、集落全体への面的な支援となるよう、集落等の判断により効率的で効果的な除排雪資材の活用ができるよう運用を改善していただきたい。

以 上